

一般社団法人日本免震構造協会

定 款

平成 23 年 3 月 29 日 制定
令和 4 年 6 月 8 日 変更

第 1 章 総 則

[名称]

第 1 条 本法人は、一般社団法人日本免震構造協会（英文名 The Japan Society of Seismic Isolation、略称 JSSI、以下「本協会」という。）と称する。

[事務所]

第 2 条 本協会は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。
2 本協会は、総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

[目的]

第 3 条 本協会は、建築物等に係る免震構造・制振構造等の応答制御構造（以下「免震構造等」という。）に関する調査研究を行い、免震構造等の適正な普及と技術の向上に努め、国際組織への協力を行うとともに、より確実な耐震技術の発展と安全で良質な建築物等の整備に貢献し、もって国民生活の向上に寄与することを目的とする。

[事業]

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 免震構造等に関する調査研究
- 免震構造等に関する規準等の作成
- 免震構造等に関する技術及び維持管理の啓発普及
- 免震構造等に関する技術者の養成等
- 免震構造等に関する国際交流
- 免震構造等に関する研究発表会及び講演会等の開催
- 前第 1 号に掲げる事業の受託
- 免震構造等に関する会誌及び図書の刊行等
- 免震構造等に関する建築関係法令等に基づく評価、認定及び認証
- 免震構造等に関する表彰及び助成
- その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は全て本邦及び海外において行うものとする。

第 2 章 会 員

[種別]

第 5 条 本協会の会員は、次の 5 種とし、正会員をもって

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- 第 1 種正会員 本協会の目的に賛同して入会した法人
- 第 2 種正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人
- 賛助会員 本協会の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- 特別会員 本協会の事業に関係のある団体で入会したもの
- 名誉会員 本協会に特に功労があった者で、総会において推薦された者

[入会]

第 6 条 本協会に入会しようとする者は、名誉会員を除き理事会の決議を経て会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、本協会の目的に賛同した申込者が本協会の理事の推薦を得て理事会が承認し、会長が申込者に通知するものとする。

3 法人たる会員にあつては、法人の代表者として本協会に対してその権利を行使する者（1 人に限る。以下「指定代理人」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

4 指定代理人を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

[入会金及び会費]

第 7 条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 特別会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

[会員の資格喪失]

第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 退会したとき。
- 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- 死亡、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である法人若しくは団体が消滅したとき。
- 1 年以上会費を滞納したとき。
- 除名されたとき。

[退会]

第 9 条 会員は、理事会の承認を経て会長が別に定める退会届を提出し、任意に退会することができる。

[除名]

第 10 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において全ての正会員の半数以上であつて、全ての正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議に基づき除名することがで

きる。この場合、その会員に対しあらかじめ通知するとともに、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款、規則又は総会の決議に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

[抛出金品の不返還]

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員等

[役員の種類及び定数]

第12条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上30名以内
- (2) 監事 2名又は3名

2 理事のうち、1名を会長とし、4名以内を副会長、1名を専務理事とする。また、理事のうち1名を常務理事とすることができる。

3 会長を法人法上の代表理事とする。

4 法人法第91条第1項第2号により、専務理事を業務執行理事とする。ただし、常務理事を選任した場合は常務理事も業務執行理事とする。

[役員を選任等]

第13条 理事及び監事は、総会において正会員（法人にあっては、指定代理人）の中から選任する。ただし、理事のうち2名以内及び監事のうち1名を正会員以外から選任することができる。

2 理事及び監事の補欠は理事2名監事1名とし、総会において正会員（法人にあっては、指定代理人）の中から選任する。補欠の理事2名の優先順位は総会において決定する。

3 会長、副会長、専務理事、必要がある場合には常務理事を、理事会の決議により理事の中から選任する。

4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記する。

6 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者または3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は理事総数の3分の1を超えてはならない。

[役員職務]

第14条 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づき、本協会の常務を総括する。

4 常務理事は、理事会の決議に基づき、本協会の常務を分担処理する。

5 理事は、理事会を構成し、総会及び理事会の決議に基

づき、本協会の業務を執行する。

6 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

7 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 財産及び会計を監査する。
- (2) 理事の業務執行状況を監査する。
- (3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会及び理事会に報告する。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、若しくは理事会を招集する。

8 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産状況を調査することができる。

[役員任期]

第15条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された理事又は監事の任期は、それぞれ前任者の残任期間とする。

3 理事又は監事は、辞任又は任期満了後においても、第12条第1項の役員の数を下回る場合は後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

[役員解任]

第16条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において全ての正会員の半数以上であって、全ての正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対しあらかじめ通知するとともに、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

[役員報酬等]

第17条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には費用を弁償することができる。

[審議員]

第18条 本協会に、15名以上20名以内の審議員を置くことができる。

2 審議員は、本協会の目的達成のため免震構造等の業務に精通した正会員（法人にあっては、指定代理人）より総

会において選出する。

3 審議員は、会長の諮問に応じて免震構造等に関して調査審議する。

4 審議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

5 審議員に関する必要な事項は、理事会の承認を得なければならない。

6 審議員は無報酬とする。

7 審議員には費用を弁償することができる。

[顧問]

第19条 本協会に、顧問3名以内を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、常勤の顧問に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

5 顧問には、費用を弁償することができる。

第4章 総会

[種別]

第20条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

[構成]

第21条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

[機能]

第22条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 常勤役員報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び収支計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

[開催]

第23条 通常総会は、定時社員総会として各事業年度終了後三ヶ月以内に1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の決議をしたとき。
- (2) 全ての正会員の議決権の5分の1以上から会議の目的

を記載した書面により、招集の請求があったとき。

[招集]

第24条 総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに正会員に通知しなければならない。

[議長]

第25条 総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選出する。

[定足数]

第26条 総会は、全ての正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

[決議]

第27条 総会の決議は、全ての正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、全ての正会員の半数以上であって、全ての正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、全ての正会員の半数以上であって、全ての正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 解散
- (2) 残余財産の処分

[書面表決等]

第28条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的記録をもって表決し、又は他の出席正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

[議事録]

第29条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議

事録署名人数2名以上が、署名又は記名押印しなければならない。

第5章 理事会

[構成]

第30条 本協会に理事会を設置する。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

[機能]

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 事業計画及び収支予算の承認

[種別及び開催]

第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第14条第7項第4号の規定により監事から招集の請求があったとき。

[招集]

第33条 理事会は、第14条第7項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。会長に事故あるときは、他の理事が理事会を招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

[議長]

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

[定足数]

第35条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

[決議]

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

[議事録]

第37条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は前項の議事録に、署名又は記名押印する。

第6章 委員会

[委員会]

第38条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。
- 3 委員会に関する必要な事項は、理事会の承認を得なければならない。

第7章 財産及び会計

[財産の構成]

第39条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

[財産の管理]

第40条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

[経費の支弁]

第41条 本協会の経費は財産をもって支弁する。

[事業年度]

第42条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

[事業計画及び予算]

第43条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、理事会において承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

[事業報告及び決算]

第44条 本協会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において承認を得なければならない。

[長期借入金]

第45条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において承認を得なければならない。

[特別会計]

第46条 本協会は、必要に応じ、理事会の決議を経て、特別会計を設けることができる。

第8章 定款の変更及び解散

[定款の変更]

第47条 この定款は、第27条第2項により、総会において全ての正会員の半数以上であって、全ての正会員の議決権の3分の2以上の決議を得なければ変更することができない。

[解散]

第48条 本協会は、第27条第3項により、総会において全ての正会員の半数以上であって、全ての正会員の議決権の4分の3以上の決議を得て解散する。

[残余財産の処分]

第49条 本協会が解散のときに有する残余財産は、第27条第3項により、総会において全ての正会員の半数以上であって、全ての正会員の議決権の4分の3以上の決議を得て、国・地方公共団体あるいは本協会と類似の目的を有する他の公益法人に贈与するものとする。

第9章 事務局

[事務局]

第50条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を経て、会長が任命する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の承認を得なければならない。

[備付け帳簿及び書類]

第51条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 事業計画及び予算に関する書類

(5) 事業報告及び決算に関する書類

(6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表

(7) 許可、認可等及び登記に関する書類

(8) 定款に定める機関の議事に関する書類

(9) 理事及び監事の履歴書

(10) 職員の名簿及び履歴書

(11) その他必要な帳簿及び書類

2 前項第1号から第6号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

第10章 補則

[細則]

第52条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

[剰余金の分配の禁止]

第53条 本協会は剰余金の分配を行うことができない。

第11章 情報公開他

[情報公開]

第54条 本協会は活動状況、運営内容等を公開する。

2 情報公開に関する必要事項は、理事会の決議による。

[個人情報保護]

第55条 本協会は個人情報を保護する。

2 個人情報公開の保護に関する必要事項は、理事会の決議による。

[公告の方法]

第56条 本協会の公告は電子公告により行う。ただし、事故及びその他やむを得ない事由によって電子公告とすることができない場合は、官報に掲載する。

附 則

1 この定款は、本協会が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条に定める移行登記を行った日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は西川孝夫とする。

3 本協会の移行当初の審議員は、特例民法法人時の評議員とする。

4 本協会が整備法第106条により特例民法法人の解散の登記及び一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。